



児童館・児童センターの指定管理者について

1 経過

児童館・児童センターの北部地域の指定管理者については、令和2～6年度の候補団体を一旦選定したが、その後の協議により、「箱清水児童センターほか11施設」及び「吉田児童センター」は1年間、「豊野西部児童センターほか1施設」は5年間、現事業者が継続して実施することとなった。

令和3～6年度の箱清水児童センターほか12施設（吉田児童センター含む）については、施設従事者説明会の後、職員の意向調査結果を基に、3者協議（市・社協・労協ながの）を行った結果、改めて公募による選定を行うことを確認した。

2 指定管理者選定委員会（書面）の開催

- ・開催日 令和2年3月17・18日
- ・審議結果 「箱清水児童センターほか12施設」の公募による選定を決定

現事業者		令和2年度	令和3～6年度
北部	(福)長野市社会福祉協議会	箱清水児童センターほか11施設 (市社協) 12月議会で議決済み	公募による選定
	吉田地区住民自治協議会	吉田児童センター(吉田住自協) 3月議会で議決済み	
	企業組合 労協ながの	豊野西部児童センターほか1施設(労協ながの) 3月議会で議決済み	
中部	(福)長野市社会福祉協議会	古牧児童センターほか7施設(市社協) 12月議会で議決済み	
南部	(福)長野市社会福祉協議会	昭和児童センターほか15施設(市社協) 12月議会で議決済み	

➤ 箱清水児童センターほか12施設（令和3～6年度）指定管理者選定スケジュール（案）

3/30	臨時部長会議	公募による選定について(決定)
4/9	政策説明会	公募による選定について
4/15～6/15	指定管理者募集期間(2カ月)	